

(重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>1 資本金及び資本準備金の減少並びに剰余金の処分 当社は、平成20年3月28日開催の定時株主総会において、資本金及び資本準備金の減少並びに剰余金の処分を行うことを決議いたしました。</p> <p>(1) 資本金及び資本準備金の減少並びに剰余金の処分の目的 繰越損失の補填を行い、柔軟かつ機動的な資本政策を可能とするために行うものであります。</p> <p>(2) 減少する資本金及び資本準備金の額並びに減資の方法 会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金738,975,000円のうち300,803,507円、資本準備金376,052,808円の全額を減少させ、その他資本剰余金を676,856,315円増加させます。さらに、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金676,856,315円を減少させ、繰越利益剰余金を同額増加させることで繰越損失の解消を図るものであります。</p> <p>(3) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日 平成20年4月9日</p>	<p>1 資本金の減少 当社は、平成21年1月9日開催の臨時株主総会において、資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振替を行うことを決議いたしました。</p> <p>(1) 資本金の額の減少の目的 資本政策の柔軟性及び機動性を確保するために行うものであります。</p> <p>(2) 減少する資本金の額並びに減資の方法 会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を338,171,493円減少させ、その他資本剰余金を同額増加させます。</p> <p>(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日 平成21年1月9日</p>

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
<p>2 ストックオプションについて 当社は、平成20年3月28日開催の第10回定時株主総会において、当社取締役、執行役及び従業員並びに当社関係会社の取締役、監査役及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>なお、ストックオプション制度の詳細は、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (8) ストックオプション制度の内容」に記載しております。</p> <p>(新株予約権 (1) の発行要領)</p> <p>①新株予約権の割当を受ける者 当社取締役、執行役及び従業員並びに当社関係会社の取締役、監査役及び従業員</p> <p>②新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式650株を上限とする。</p> <p>③新株予約権の総数 650個を上限とする(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする)。</p> <p>④新株予約権の発行価格 無償とする。</p> <p>⑤新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額 新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における名古屋証券取引所における当社普通株式取引終値の平均値に1.05を乗じた金額若しくは新株予約権発行の日の前の営業日のうち取引が成立した最後の営業日の取引終値のどちらか高い金額とする</p> <p>⑥新株予約権の行使期間 新株予約権発行日から2年を経過する日から4年を経過する日まで</p> <p>(新株予約権 (2) の発行要領)</p> <p>①新株予約権の割当を受ける者 当社取締役、執行役及び従業員並びに当社関係会社の取締役、監査役及び従業員</p> <p>②新株予約権の目的たる株式の種類及び数 普通株式350株を上限とする。</p> <p>③新株予約権の総数 350個を上限とする(新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする)。</p> <p>④新株予約権の発行価格 無償とする。</p> <p>⑤新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額 新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における名古屋証券取引所における当社普通株式取引終値の平均値に1.05を乗じた金額若しくは新株予約権発行の日の前の営業日のうち取引が成立した最後の営業日の取引終値のどちらか高い金額とする</p> <p>⑥新株予約権の行使期間 新株予約権発行日から3年を経過する日から5年を経過する日まで</p>	<p>2 会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得 当社は、平成21年2月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。</p> <p>(1) 理由 : 機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上</p> <p>(2) 取得する株式の種類 : 普通株式</p> <p>(3) 取得する株式の数 : 5,000株 (上限)</p> <p>(4) 株式取得価額の総額 : 275,000千円 (上限)</p> <p>(5) 自己株式取得の期間 : 平成21年2月12日から平成21年3月11日まで</p>

前事業年度 (自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日)	当事業年度 (自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日)
<p>3 新株予約権の消滅について 平成20年3月28日開催の定時株主総会において、新株予約権(1)及び(2)の発行が承認されたことに伴い、当該新株予約権の発行並びに付与を条件として、従前発行済み新株予約権未行使残の最大1,588個につきまして、権利を放棄する旨の契約を役員及び従業員と締結する予定であります。</p>	<p>3</p>

6 その他

(1) 役員の変動

①代表者の変動

該当事項はありません。

②その他の役員の変動(平成21年2月10日付予定)

該当事項はありません。

(2) その他

該当事項はありません。